

## 吹田市消防本部関係施設清掃業務仕様書

- 1 この仕様書は、吹田市消防本部が指定する場所における各庁舎清掃業務についての必要な事項について定める。
- 2 期間  
令和8年6月1日から令和11年5月31日までとする。
- 3 従業員
  - (1) 受注者（以下「乙」という。）は清掃業務（以下「本業務」という。）の実施に関して作業責任者を定め、これを発注者（以下「甲」という。）に通知するとともに、甲は本業務遂行に関する業務連絡は作業責任者を通じて行うものとする。
  - (2) 乙は、作業責任者不在のときのため、あらかじめその業務を代行するものを定めておくものとする。
  - (3) 乙の従業員は、定められた時間以外無断で庁舎に居残り、又は立ち入ってはならない。
- 4 清掃場所、回数及び清掃時間
  - (1) 日常清掃  
土曜日、日曜日、祝日及び休日を除き、下記のとおり行う。
    - ア 消防本部・西消防署合同庁舎  
庁舎清掃作業表（1）のとおり行う。  
※ただし、事務室は9時までに終了することとし、作業の開始は消防職員が1名以上事務室に出勤していることを確認した後、開始すること。その他の部分については、甲の業務に支障のないように実施すること。
    - イ 消防本部・西消防署合同庁舎以外の施設  
庁舎清掃作業表（2）中の手洗所日常清掃について毎週1回行う。  
※清掃時間については、甲の業務に支障のないように実施すること。
  - (2) 定期清掃
    - ア 消防本部・西消防署合同庁舎  
清掃作業表（1）のとおり行うこととし、床洗浄・ワックス塗布については、土曜日または日曜日（業務に支障のある場所については午後からとする）に実施すること。
    - イ 消防本部・西消防署合同庁舎以外の施設  
清掃作業表（2）のとおり行う（上記日常清掃部分を除く）。  
※甲の業務に支障の無いよう下記曜日、時間帯に従い事前に日程・時間を調整し予定表を提出すること。
      - (ア) 南消防署  
土曜日または日曜日午前（業務に支障のある場所については午後からとする）
      - (イ) 東消防署  
土曜日または日曜日午前（業務に支障のある場所については午後からとする）
      - (ウ) 南消防署南正雀出張所  
木曜日の午後
      - (エ) 西消防署千里出張所  
木曜日の午前
      - (オ) 東消防署岸部出張所  
木曜日の午後
      - (カ) 北消防署北千里出張所  
木曜日の午前

## 5 業務内容

### (1) 日常清掃

#### ア 事務室、会議室、講堂、更衣室等室内部分

- (ア) 容易に移転しうる椅子、衝立等の備品は移動させて机の下等にごみが散乱しないようにモップ又は真空掃除機を用いて除去し、汚れの程度に応じて適正洗剤を用いて除去すること。
- (イ) カーペット部分は、真空掃除機で念入りに塵芥を除去すること。
- (ウ) くず入れの処理を行うこと。
- (エ) ドア、間仕切り等は水拭き又は乾拭き清掃を行うこと。

#### イ 玄関、ホール、廊下、階段等共用部分

- (ア) 床面は、モップ又は真空掃除機を用いてごみが散乱しないように除去し、清潔感を保持すること。
- (イ) 壁面は汚れの無いよう努めること。
- (ウ) 玄関、入り口のドア及びガラスは常に乾拭き、又は洗剤拭きを行い、美化に努めること。
- (エ) ホール等のくずかごは適切な処理をし、窓枠、壁廻り、階段、手すり等を清潔にすること。
- (オ) 消火栓、消火器は乾拭きによる清掃を行うこと。

#### ウ 湯沸場、手洗所

- (ア) 床は適正洗剤で洗浄、又は適正な方法で水拭きをし、乾いたモップで水を拭き取ること。
- (イ) 衛生陶器、鏡、化粧台、流し台、ガスコンロ、湯沸器等は適正洗剤を用いて洗浄又は適正な方法で水拭きし、常に清潔にすること。
- (ウ) ドア及び間仕切りは乾拭き又は洗剤拭きし、美化に努めること。
- (エ) 茶殻、紙くず、汚物の搬出処理は適正に行い、常に良好な状態に保持すること。
- (オ) トイレットペーパー、水石けんは使用に支障をきたさぬように点検補充すること。

### (2) 定期清掃

#### ア ビニール床シート

机、椅子等移動可能なものは移動し、床材質に適した洗剤を用い洗浄し汚れを十分除去した後ワックスを塗布し、つや出しを行うこと。なお、床がすべる場合は、すべり止めワックスを塗布して転倒防止に努めること。

#### イ カーペット

机、椅子等移動可能なものは移動し、真空掃除機で念入りに塵芥を除去すること。

#### ウ 板張りの床

机、椅子等移動可能なものは移動し、モップや真空掃除機で念入りに塵芥を除去すること。

#### エ 手洗所

床は適性洗剤で洗浄、又は適正な方法で水洗いをし、乾いたモップで水をふき取ること。また衛生陶器、鏡、化粧台等については適性洗剤を用いて洗浄又は適正な方法で水ぶきをし、清潔にする。

#### オ 室内外窓ガラス（不透明なガラスを除く）

適性洗剤を用いて、透明かつ鮮明になるまでふき、磨きあげること。  
なお、実施日は平日昼間とし、落下防止等の安全管理を徹底すること。

#### カ ファンコイルのフィルター清掃

南消防署及び東消防署の空調用ファンコイルのフィルター清掃を行う。

南消防署	6 1 枚
東消防署	4 1 枚

キ OAフロア

床下に配線が入っているOAフロアについてはモップ等固絞りしたもので清掃すること。(水濡れに注意すること)

ク オイルトラップ・雨水スクリーン

集水マス等にたまっているゴミを除去すること。

ケ その他

くず入れの処理を行うこと。

(3) 消防本部・西消防署の燃焼・資源ごみ及び不燃ごみ運搬業務及び屋上排水溝会所清掃

ア 燃焼・資源ごみ等の運搬業務場所・回数及び時間

(ア) 運搬場所

甲が指定する場所から、消防本部・西消防署合同庁舎南西側回収場所へ運搬すること。

(イ) 運搬回数

吹田市事業課の指定する事業系ごみの収集回数

(ウ) 運搬時間

回収業者の来庁までに完了しておくこと。

(エ) ごみの種類

吹田市事業課の指定する事業系ごみ分別全ての種類

ア 清掃業務場所・回数及び時間

(ア) 清掃場所

庁舎屋上清掃及び排水溝及び会所の堆積物の除去

(イ) 清掃回数

月1回(実施日は別途協議する。)

(ウ) 清掃時間

平日昼間とする。(ただし雨天及び強風時は協議する。)

6 その他

(1) 手洗い場に補充する水石けん、トイレットペーパー、本業務に要する器具及び消耗品は、一切乙の負担とする。

ただし、ワックス、洗浄液、石鹼等清掃に使用するすべての薬剤等について、シックハウス・シックスクールの原因としてあげられている厚生労働省指針値該当成分(13物質)を原料として使用していないものを使用するとともに、化学物質過敏症の人に配慮したものを使用すること。

ワックス・洗浄液・洗剤等清掃に使用するすべての薬剤等については、製品安全データシートを消防本部に送付し承認を得たものを使用すること。

(2) 清掃作業に必要な電気、水道の使用料は甲の負担とする。

(3) 施設、附帯設備等の保全に留意し破損、故障を発見したときは、速やかに報告すること。

(4) 燃焼・資源ごみの運搬に際し運搬経路の清潔に努め、汚れた場合は洗浄すること。運搬後は、カラスよけネットを掛けること。

運搬に必要な台車等は、甲が準備する。乙は、使用した台車の清潔に努め洗浄後、所定の場所に収納すること。

(5) 屋上清掃及び窓ガラス清掃など高所での作業は、身体の確保を実施し、転落等事故のないように留意すること。

7 この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義を生じたときは、甲、乙双方協議のうえ決定するものとする。

以上